

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第5号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年11月26日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日、〇〇交番にて私が関係する事案について、〇〇のオーナーが防犯録画を提供したことが分かる勤務日誌」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年12月12日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年12月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求書

ア 実施機関から上記第2の2に記載する処分を受けた。

イ 実施機関は、その理由を作成又は取得していないためとしている。

ウ しかしながら、本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。

(2) 反論書

「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察〇〇交番の勤務日誌」と補正したのは広島県情報公開センターの警部補である。これについて、審査請求人は、防犯録画の提出につき、令和〇年〇月〇日午前〇時〇分頃と特定していたところ、その後において交番勤務員の交代が実際には午前〇時頃になることが判明したが、同警部補はこれを知っていた。そうすると、本署に同録画を届けた交番勤務員の特定も困難であり、令和〇年〇月〇日付けの勤務日誌と補正することもできないことになる。

したがって、同年〇月〇日付けの勤務日誌をも確認する必要があるから処分庁の弁明は誤りである。なお、この旨は令和〇年〇月〇日に同警部補に電話で通知した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過

ア 開示請求

審査請求人は、令和6年11月26日付けで、法第77条第1項の規定により、実施機関に対し本件請求を行った。なお、本件請求については、請求内容によれば、「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」の請求であるのか、又は「令和〇年〇月〇日に審査請求人に関する事案があり、その事案が記載されたいずれかの日の勤務日誌」の請求であるのか特定ができなかったことから、広島県警察情報公開センター職員において審査請求人に確認を行い、請求内容を「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」と補正している。

イ 検索対象文書

本件請求に係る自己情報開示請求書に記載された「勤務日誌」とは、地域部地域課が所管する広島県警察の地域警察運営に関する訓令(平

成5年本部訓令第13号。以下「訓令」という。)に定める様式の「勤務日誌」であることから、勤務日誌を検索対象の行政文書とした。

なお、勤務日誌の保存期間は1年である。

ウ 検索及び処分の内容

審査請求人が本件請求の対象とした令和○年○月○日付け○○警察署○○交番の勤務日誌を確認したところ、審査請求人の保有個人情報の記載がないことを確認したため、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(2) 弁明の理由

ア 不存在とした理由

対象行政文書を作成又は取得した事実がないため。

イ 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人が「本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。」と主張していることについて、前(1)ウのとおり、対象行政文書を作成又は取得した事実はないことを確認した上で、法第82条第2項に基づき、通知している。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和○年○月○日、○○署○○交番にて私が関係する事案について、○○のオーナーが防犯録画を提供したことが分かる勤務日誌」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は補正をした上で、本件請求に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書は、訓令に定める様式の「勤務日誌」であることから、勤務日誌を検索対象の行政文書であるとして、令和○年○月○日付け○○警察署○○交番の勤務日誌を特定し確認したところ、審査請求人に関する個人情報の記載は認められなかったため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、補正の妥当性及び本件請求情報を不存在としたことの妥当性について検討する。

2 補正の妥当性について

(1) 補正の経緯等

実施機関は、弁明書において、本件請求は、「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」とするのか、又は「令和〇年〇月〇日に審査請求人に関する事案があり、その事案が記載された、いずれかの日の勤務日誌」とするのか特定ができなかったことから、広島県警察情報公開センター職員が審査請求人に確認を行い、請求内容を「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」に補正したと説明している。

一方、審査請求人は反論書において、令和〇年〇月〇日付けの勤務日誌も確認すべきであると主張している。

本件において、実施機関の職員は電話により補正を求めていることから、補正の方法の使い分けについて、実施機関に確認したところ、実施機関は、明確な判断基準はないが、請求内容がある程度特定されており、軽微な補正で済む場合は電話による補正を行い、請求内容では対象文書や文書保有所属を特定できない場合は書面による補正を行っており、本件は「特定日の勤務日誌」の請求であり、対象文書の特定は可能と見込まれ、電話による補正を行ったと説明する。

実施機関の上記の説明には不自然・不合理な点は認められない。電話により補正を行うことは、開示請求者に補正書の提出を求めることと比べると開示請求者の意思の確認方法として万全の方法ではないものの、開示請求者の負担が少なく、迅速に開示手続を進めることができる利点があり、行政機関が実施する手法の一つであると認められる。

(2) 聞取票の確認

審査会において、上記の補正に係る聞取票の写しを見分したところ、聞取票には、審査請求人が「令和〇年〇月〇日付け〇〇交番の勤務日誌はすでに開示してもらっているので、その翌日の〇月〇日付け勤務日誌を請求します。」と発言した旨が記載されていた。この点について、実施機関に確認したところ、令和〇年〇月〇日付けで審査請求人から開示請求があり、令和〇年〇月〇日付けで部分開示決定を行い、通知（〇〇第〇〇号）をしたとのことであった。

また、聞取票には、「この電話で請求内容を「令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」と補正します。」との同センター職員の発言に対して、審査請求人がそれを了承した旨の記載があった。

これらのことからすると、実施機関は、補正後の請求内容を上記のように示した上で、審査請求人に最終的な意思確認を行っており、当該補正に

における実施機関の対応が不適切であったとはいえない。

したがって、補正後の請求内容について、実施機関が「令和〇年〇月〇日、〇〇署〇〇交番にて私が関係する事案について、令和〇年〇月〇日付け〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌」と補正したことは妥当であると認められる。

3 本件処分の妥当性について

(1) 勤務日誌について

実施機関は、弁明書において、「勤務日誌」とは訓令に定める様式の勤務日誌であることから、これを検索対象の行政文書としたと説明している。

審査会において、訓令の規定を見分したところ、第48条において勤務日誌の作成等及び様式について定められており、同条第1項には「地域警察官は、次の各号に掲げる勤務箇所に応じて、それぞれ当該各号に定める様式の勤務日誌に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにしておかなければならない」とされており、訓令に定める様式により勤務日誌が作成されていた。

このことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書として勤務日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、令和〇年〇月〇日付けの〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、勤務した者の階級及び氏名、取扱事項等が記載されていた。しかしながら、当該勤務日誌には、審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報の記載はなかった。

これらのことからすると、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年2月19日	・ 諮問を受けた。
令和8年1月29日 (令和7年度第10回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年2月26日 (令和7年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月24日 (令和7年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授